

対象案件	保健福祉諸計画の策定について
意見募集期間	令和3年1月4日(月)から令和3年2月2日(火)まで
担当部署(問合せ先)	福祉課 電話 011-372-3311 内 2134
意見提出件数	意見提出者数 1人
	意見提出件数 13件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についての意見</p> <p>1 介護保険事業報告書とのデータの整合性について</p> <p>2 高齢者支援センターについて</p> <p>3 紙おむつ購入費助成について</p> <p>4 居宅サービス施設サービス利用について</p> <p>①サービス利用率の低い要因は</p> <p>②介護老人福祉施設(転床・上限</p>	<p>1 第8期介護保険事業計画で使用しているデータは、市町村の計画作成にあたり厚生労働省より提供される補助プログラムを活用して作成することとなり、計画で使用している内容は利用者の実人数(2事業者を利用したとしても1でカウントされる)となっています。また、毎年度公表している「介護保険事業報告書」では利用するデータは基本的には同じであります。利用者が利用した事業者の数(2事業者を利用すると2とカウントされる)での集計であることから生じる差異であります。</p> <p>2 高齢者支援センターの人員増を含む体制整備につきましては、人員の増による一人当たりのケアマネジメント取扱件数を平準化し、総合相談業務に従事する時間を確保することにより体制の強化を図っていくものです。</p> <p>生活支援コーディネーターの業務につきましては、総合相談やケアマネジメントとの関連が深いことから、高齢者支援センター職員との兼務となっているところです。</p> <p>医療介護連携相談員につきましては、総合相談における医療機関との入退院時、療養中の情報共有・支援を行う専門職として配置する予定となっておりますことから、高齢者支援センター職員の業務負担が増えるものではないと考えております。</p> <p>3 紙おむつ購入費の助成につきましては、在宅で常時おむつを使用している寝たきりの高齢者を介護する家族の負担軽減を目的に実施しておりますことから、施設入所、入院の方を対象とすることにつきましては、難しいものと考えております。</p> <p>4</p> <p>① サービスの利用率が低い主な要因としては認定者の割合が、全国平均より0.8ポイント、全道平均より2.4ポイント低いことと捉えております。</p> <p>② 「介護老人福祉施設(転床・上限5床)を公募」につきましては、</p>

5床)公募の詳細は

③福祉人材の確保対策の充実について

5 防災・感染症対策等の推進

①避難行動要支援者名簿の更新について

②高齢化に対応した避難方法について

③新型コロナウイルス感染症の影響について

6 第8期事業計画予算について

①前々年度決算との差の理由について

②高齢者支援センター職員の増員予算について

7 第8期介護保険事業の介護保険料算定について

①調整交付金の計算について

②介護保険料基準月額を引き下げについて

第8期計画期間中に公募による選考を予定しているということです。

③ 福祉人材の確保につきましては、全国的な課題ではありますが、本制度が福祉人材の確保にさらに効果的なものとなるよう、調査・研究してまいります。

5

① 避難行動要支援者名簿につきましては、北広島市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、定期的に情報の更新を行っております。今後も関係部局と連携を図りながら適切な名簿更新を行うよう努めてまいります。

② 災害に応じた避難方法につきましては、北広島市避難行動要支援者避難支援プランや上位計画である北広島市地域防災計画に基づき整備を行うこととなります。いただいた意見を参考にして危機管理課と連携を図り安全な避難方法の検討を進めてまいります。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響による施設入居者の状況並びに介護従事者の精神的負担につきましては全国的な問題であり、感染予防と従来の生活の確保との狭間で各自治体も苦慮しているところであります。また本計画においても感染症予防について、触れているところであり、今後ワクチン接種の開始等による効果等を見極め、国の動向等を注視しながら対策についても検討してまいります。

6

① 特定入所者介護サービス費につきましては令和3年度介護保険制度の改正において、負担限度額認定における利用者負担段階の該当要件の変更による影響を見込み減額の推計をしております。高額医療合算介護サービス費につきましては、令和2年度当初予算額16,474千円をもとに第8期計画値を推計しております。地域密着型介護予防サービス費については、令和2年度の利用実績をもとに第8期計画値を推計しております。介護予防サービス給付費につきましては、増額の推計をしております。

② 高齢者支援センターの職員の増員についてであります。令和2年度に増員を行っており、令和3年度における増員は予定していません。

7

① 素案における調整交付金につきましては、令和3年度3.33%、令和4年度3.61%、令和5年度3.91%で計算を行っており、端数による誤差であります。

② 第8期計画においては、基準月額を5,367円/月と推計しており、介護保険料を現在の5,200円/月に据え置くために一部基金の取崩を予定しております。第9期以降につきましても、高齢者数

	<p>の増加は明らかであり、特に要介護や認知症リスクの高い後期高齢者が増加するため介護給付費等が大幅に増加するものと見込まれます。</p> <p>安定的な介護保険財政運営、中長期的な展望による適正な基金残高水準の検討等を踏まえ、第8期計画においては保険料額を据え置くこととしたところです。</p>
<p>地域福祉計画、健康づくり計画、障がい支援計画についての意見提出はありませんでした。</p>	